佐賀県告示第668号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 29 年 12 月 8 日

	佐賀県知事	Щ Г	〕 祥 義
所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域の名称	因となる	土砂災害警戒区域 及び土砂災害特が 受戒区域の区域の でに土砂災害特が がに土砂災にある は自然現象による は は は は は は は は は は は は は は は は に は り に し は り に し り に り し り し り し り し り し り し り し り
三養基	皿山 (343 -002)	急傾斜地	次の図のとおり
郡みや	白石 11 (343 -007)	の崩壊	
き町大	白石 10 (343 -008)		
字白壁	白石 8 (343 -010)		
	白石 7 - 1 (343 -011_1)		
	白石 7 - 2 (343 -011_2)		
	皿山2(343 -013)		
	皿山3-1(343 -014_1)		
	皿山3-2(343 -014_2)		
	皿山4(343 -042)		
	皿山5(343 -043)		
	皿山6(343 -044)		
	皿山川(343 -001)	土石流	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び東部土 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)